

令和2年3月9日

地域振興部文化観光課

江東区芭蕉記念館条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

行財政改革計画及び受益者負担の原則に基づき、全庁的に使用料の検証を実施した結果、維持管理コストと最大徴収使用料の乖離が拡大傾向にあることから、施設使用料の引き上げを行うこととなったため、江東区芭蕉記念館条例の一部を改正する。

2 改正の概要

(1) 利用料金（上限額）を20パーセント引き上げる。ただし、観覧料は据置きとする。

なお、附則において経過措置を定める。

(2) 利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の利用料金は、別表（第7条、第9条関係）に定める額の100分の150相当額を上限とする。

なお、附則において経過措置を定める。

3 新旧対照表

2ページのとおり。

4 施行日

令和2年10月1日施行とする。

江東区芭蕉記念館条例 新旧対照表

現行				改正案				
本則 (略)				本則 (略)				
別表 (第7条、第9条関係)				別表 (第7条、第9条関係)				
施設	単位	観覧料・利用料金		施設	利用区分	単位	観覧料・利用料金	
展示室	1回	大人	200円	展示室	大人	1人1回につき	200円	
		小・中学生	50円		小・中学生	1人1回につき	50円	
研修室	1日	/		研修室	/		1日	5,900円
本会館議室				1日			5,900円	
分会館議室				1日			5,400円	
				備考 利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の利用料金は、本表に定める額の100分の150相当額を上限とする。				
				附 則				
				(施行期日)				
				1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。				
				(経過措置)				
				2 この条例による改正後の利用料金は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に行う利用の承認について適用し、施行日以前に行った利用の承認については、なお従前の例による。				